

収入と税金、社会保険について (個別相談)

11月9日(木)

参加費無料
(要予約)

託児無料
(要予約)

講師 島田市役所課税課
島田年金事務所

※税(所得税・住民税)と社会保険(扶養関係)について詳しく内容をお知りになりたい方は、個別相談をおすすめします!



配偶者の扶養の範囲内でお勤めのみなさまへ

～あなたの年金が変わる～
大切なお知らせ



Step 1 以下の勤め先が対象です。	Step 2 以下の全てにチェックが入った方が対象です。							
<table border="1"> <tr> <td>2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先</td> <td>2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先</td> <td>2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先</td> </tr> </table>	2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先	<table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上</td> <td><input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額6.8万円以上*</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある</td> <td><input type="checkbox"/> 学生ではない</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額6.8万円以上*	<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない
2016年10月～ 従業員数 501人以上 の勤め先	2022年10月～ 従業員数 101人以上 の勤め先	2024年10月～ 従業員数 51人以上 の勤め先						
<input type="checkbox"/> 週の所定労働時間が20時間以上	<input type="checkbox"/> 所定内賃金が月額6.8万円以上*							
<input type="checkbox"/> 2ヶ月を超える雇用の見込みがある	<input type="checkbox"/> 学生ではない							



適用拡大特設サイト
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyokukudai/index.html>



ご自身の年金額を調べたい方は
公的年金シミュレーター
<https://neekin-shisan.mhlw.go.jp/>



- ◆「103万円・130万円の壁」・・・さらには「106万円の壁」
- ◆ 配偶者控除、配偶者特別控除って何?
- ◆ どのくらいの収入なら損しないの?
- ◆ 扶養内で働くメリット・デメリットは?
- ◆ 「年収の壁」の注意点は?
- ◆ ... などなど



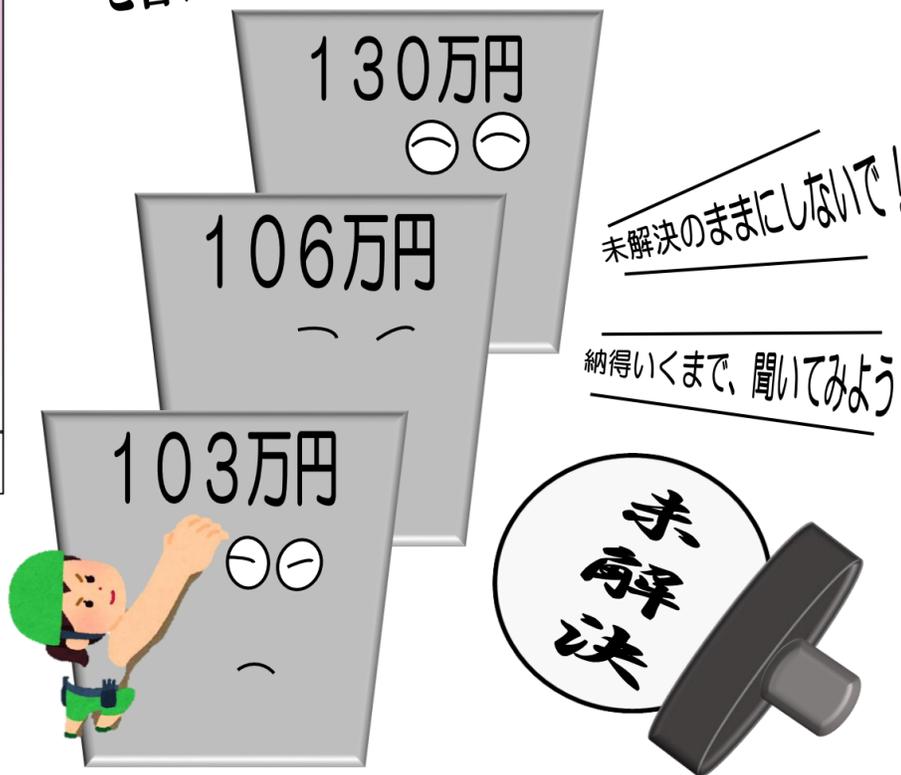
扶養には2つの意味があります

税制上の扶養 社会保険の扶養

そもそも

扶養内で働くことがわからない!!

...と言われても!?



未解決のままにしないで!

納得いくまで、聞いてみよう

個別相談とは (完全予約制)

収入と税金・社会保険の扶養について各担当職員と個別ブースにて1対1の相談をおこないます。



② 申込時に相談時間のご希望をお伺いしますが、ご希望に添えない場合がございます。ご了承ください。



個別相談希望者のデータをもとに相談をおこないます。個人データの関係上、令和5年1月1日現在、島田市に住民登録をおこなっている方に限らせていただきます。



申し訳ございませんが、上記テーマ以外のご相談はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。

会場：島田市役所3階大会議室 西

9:30~11:30

(個別相談のため、指定時間5分前までにご来場ください。)

託児場所 島田市役所会議室 402号室

託児時間 9:15~11:40※完全予約制

(個別相談のため、指定時間10分前までに託児室にお越しください。)

